

～春の火災予防運動～

3月1日(月)～3月7日(日)



◆春の火災予防運動

「その火事を防ぐあなたに金メダル」(令和2年度全国統一防火標語)をスローガンに、3月1日から7日までの間、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

春先は屋外で火を取り扱うことが多く、一年を通し、最も火災が発生しています。この時期を迎えるにあたり、火災予防意識の一層の向上を図ることで、火災の発生を防止し、火災による死者や負傷者を減少させることを目的としています。

【小諸市の主な実施内容】

- ① 火災予防パレード(3月1日)
 - ② 火災予防広報活動(期間中)
- ※感染症対策として中止する内容もあります。

小諸消防署よりお知らせ

☎ 小諸消防署 予防係 ☎24-0119



◆屋外での火の取扱いは要注意

小諸市内では一年間に発生する火災の大半が、枯草焼き・土手焼きなどを原因とする火災です。

また、発生した火災のほとんどが、火が消えたことを確認せずにその場から離れてしまったことや、燃えやすい物のそばで火を取り扱ったことによるものです。

春先は空気の乾燥や、突風など、特に火災が起きやすい季節です。そのため、出火してしまった時は、より延焼する危険があります。この様な原因で火災に発展させないために防火意識を持つようにしましょう。

◆たき火について

【野焼きとは…】
適法な焼却施設以外の場所で廃棄物(家庭ごみを含む)を燃やすことを言います。

野焼きには地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶やブロック囲いなど、法律で定められた構造基準を満たしていない焼却炉での焼却も含まれ、小規模な場合など、一部の例外を除き法律で禁止されています。

※違反した場合は厳しい罰則が設けられています。

【たき火の注意点!】

たき火など、屋外で火を取扱う際には、以下の事に注意しましょう。

- ① 消防署に必ず届出を行う。
草を刈り取らず火をつける場合や、森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地の火入れには、農林課で「火入れ許可」が必要です。
- ② 風が強いときは、屋外での火の取り扱いを中止する。
- ③ 火を取り扱う際は、複数人で行い、火を管理する。
- ④ 燃えやすい物の近くで火は取り扱わない。
- ⑤ 完全に消火するまでその場を離れない。また、必ず消火器具を用意する。

◆お願い【警報器の設置】

住宅用火災警報器の設置はお済みですか? 警報器の設置は、全ての家庭で義務となっています。

設置されていない方は、この機会に設置をお願いします。設置されている方は、点検や設置位置の確認をお願いします。ご不明な点は、小諸消防署までお問合せ下さい。



隣地との境界を明確にして お互いすっきりしましょう!

土地の境界／土地の境界には筆ごとの範囲を公的に区分する「筆界」と、所有権の及ぶ範囲を区分する「所有権界」があります。一般にはこの両者は一致するものですが、所有権界は当事者間の合意や時効取得などにより変動することがあり、筆界と相違する場合もあります。

最新のGPS(衛星からの)測量技術で正確さを競っています。

お気軽にお電話ください
TEL0267-22-9491
小諸市六供1-3-17 丸山亭真館様3軒うえ

土地家屋調査士 川上 陽次郎
(株)ユーアール測量設計代表

高齢者の
お食事宅配

昼食 夕食

ご飯付き(1食分)
530円(税込)
※おかずのみは1食分430円(税込)

週1回おかず1食からのご注文も

配達無料でご自宅まで
お届けします!

フードサービスことぶき
TEL.0267-25-8009
〒384-0808 小諸市御影新田池ノ上2090-1

【配達エリア】小諸市内・御代田町・軽井沢町・佐久市の一部エリアOK!
※上記以外にお住まいの方もお気軽にご相談ください。

●ご注文・お問い合わせはお気軽にどうぞ!

フードサービスことぶき
TEL.0267-25-8009
〒384-0808 小諸市御影新田池ノ上2090-1

検索 (受付時間) 9時～17時(土・日・祝除く)